

行政機関  
等との

事業の健全な発展を目指して知的財産の有効活用を！

# 連携型弁理士紹介制度



弁理士は、このようなご相談やお悩み、依頼にお応えします。

- ・新製品の特許を取りたい。
- ・新しい商品のネーミングを考えた。同じ名前はないか。真似されないか。
- ・他社がわが社の特許発明を使っている。
- ・特許権侵害の警告書が送られてきた。
- ・国内だけでなく海外に市場を開拓したいが、知財視点で注意すべきことを知りたい。
- ・わが社の製品の模倣品が売られている。
- ・ロゴやマークを考えたい。
- ・わが社の製品のデザインが他社の権利を侵害していないか。
- ・ライセンス契約や譲渡契約について相談したい。
- ・知財をわが社の経営に活かすための相談にのってもらいたい。
- ・わが社の知財の価値が知りたい。
- ・社内研修の講師を依頼したい。
- ・大学、高校などでの講義・授業を依頼したい。
- ・知財に関する知識を得る機会がない。
- ・知財の活用方法がよく解らない。
- ・知財の専門家である弁理士を身近に知らない。
- ・知財をすでに活用しているが満足していない。
- ・知財を活用してわが社の発展に結び付けたい。



## ■紹介に当たってのご注意

- ・必ず地方自治体などの行政機関、又は中小企業支援機関などの公的機関からご紹介を受けてください。
- ・紹介は無料ですが、紹介しました弁理士に依頼される場合には代理人費用が発生します。
- ・ご依頼内容が具体的でない場合は当会もしくはINPIT知財総合支援窓口など公設の無料知的相談相談所をご利用ください。
- ・紹介した弁理士の業務処理およびトラブル等について当会が責任を負うものではありません。
- ・ご紹介に当たっては必ずしもご希望に添えない場合、又はご紹介できない場合もございますこと予めご了承願います。

弁理士紹介をご希望の方は、行政機関等のご了解の上で裏面よりお申込みください

お問い合わせ

日本弁理士会東海会

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階  
TEL052-211-3110 FAX052-220-4005  
E-mail:info-tokai@jpaa.or.jp <https://www.jpaa-tokai.jp/>

